平成２６年（フ）第３７８号
愛知県みよし市根浦町２丁目９番地２　シャルマンＢ－６号、開始決定時の住所愛知県みよし市福谷町根浦27番地291　シャルマンＢ－６号
破産者　桝本　礼奈
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９８号
滋賀県愛知郡愛荘町長野911番地10　コーポＭＴ202号、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬258番地６
破産者　池田　正彦
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４２号
滋賀県蒲生郡日野町大字中山1362番地
破産者　岡田　英利
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４８号
滋賀県彦根市日夏町3763番地１　Ｂ―102号
破産者　辻　　利彦
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７３３号
広島市佐伯区皆賀３丁目13番14号
破産者　塚本　悟伺
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４５号
愛媛県松山市余戸中１丁目３番９号　リベラル余戸107号
破産者　石丸　建児
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
宮崎市大塚町小原田2087番地　第一児玉コーポ106号、開始決定時の住所宮崎県串間市大字西方5456番地
破産者　田中　美香（旧姓酒井）
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第７号
宮崎県日南市大字西弁分1339番地
破産者　梅田　友朗
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１２号
宮崎県串間市大字南方1864番地１、前住所熊本市中央区大江５丁目２番11号　リンデホフ田中302
破産者　吉岡　　博
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２６年（フ）第２０００号
札幌市豊平区水車町７丁目２番10号　コーポ静６号
破産者　秋岡　英之
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３８７号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―707号
破産者　高井　洋之
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５８号
仙台市宮城野区岩切１丁目12番１号　医療法人脳健会　仙台東脳神経外科病院、住民票上の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目11番地の７
破産者　中山　紘一
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３９号
秋田県大仙市正手沢字正手沢１番地
破産者　堀江　忠男
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第９号
山形県鶴岡市神明町12番41号
破産者　佐藤　文保
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第８号
福島県田村郡小野町大字谷津作字和久24番地
破産者　先崎　良知
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
横浜市鶴見区岸谷４丁目30番24号　サンハイム水星202号、開始決定時の住所茨城県日立市西成沢町４丁目39番63号
破産者　小林　克行
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３６号
群馬県館林市仲町５番５号　紺屋ハイツー201
破産者　岡見　善和
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１２８９号
埼玉県白岡市下大崎1374番地
破産者　小川　佳余
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５８号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区28棟303号
破産者　高野　弘之
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係